資料６－４

携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班
二次とりまとめに向けた検討事項等について
（再免許・再割当制度その他有効利用促進に係る制度）

２０２６年１１月
総　　務　　省
移　動　通　信　課

（参考）携帯電話等周波数の有効利用に関する検討作業班の設置

1．背景・目的

- 携帯電話等周波数については、移動通信トラヒックの増加に対応し、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていくため、開設計画の認定期間満了後も、引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが求められている。
- また、2027年10月には携帯電話等周波数無線局の一斉再免許が予定されており、上記の観点から対応の方向性について検討する必要がある。
- これらを踏まえ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保しつつ、携帯電話等周波数の更なる有効利用を促進する観点から、当該周波数の再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行うため、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に作業班を設置する。

2．検討事項

① 携帯電話等周波数無線局の再免許制度の在り方
② 携帯電話等周波数の再割当制度の在り方
③ その他携帯電話等周波数の有効利用促進に係る制度検討の実施に必要な事項

3．構成員

氏名（敬称略・五十音順）	所属
池永　全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系　教授
佐藤　英司	福島大学 経済経営学類　准教授
宍戸　聖	成蹊大学 法学部　准教授
中島　美香	中央大学 国際情報学部　教授
林　秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科　教授
藤井　威生（主任）	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター　教授

（参考）携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題

- 携帯電話等周波数については、これまで、特定基地局の開設計画制度に基づき、周波数割当ての際に開設計画（基地局数やカバレッジ等）の提出を求め、当該計画の履行義務を課すことでインフラ整備が進められてきた。
- 他方で、今後、**開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれており、**認定期間満了後の周波数帯について対応の在り方について検討が必要である。
- このような中、移動通信トラヒックは今後も増加することが見込まれ、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、**開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要**である。
- あわせて、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえつつ、**インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保していくことも必要**である。

【開設計画の認定期間中の周波数帯】

2023年度末

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9 GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100		400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

2028年度末

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9 GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100	100	400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

※黄色で塗っている周波数は、認定期間中の周波数帯

【１年あたりの基地局開設数】

	認定期間中	認定期間満了後
3.5GHz帯	**13,989局/年**	**3,976局/年**
3.7GHz帯 /4.5GHz帯	**19,855局/年**	**8,026局/年**
28GHz帯	**8,753局/年**	**1,213局/年**

モバイルネットワークの整備を促進し、携帯電話等周波数の更なる有効利用を図るため、再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行う。

認定開設計画期間満了後の各周波数帯の取扱いについて

- 特定基地局の開設計画制度は、割当てから一定期間（現在は原則10年）、対象周波数帯域の免許申請を排他的に認める制度（「免許」は周波数単位でなく、無線局単位）。認定期間の満了後、対象周波数帯域について免許の排他的申請権等はない（当初割り当てられた者以外でも、干渉がない限り免許を受けられる（先願主義））。

  ※　認定期間満了後の800MHz、900MHz帯における面積カバー率は約58～73%
  2 GHz帯における面積カバー率は約25～36%

- 一次とりまとめでは、来年の一斉再免許（各事業者の無線局の再免許）を見据え、認定期間満了後もインフラ整備を促進するため、将来業務計画の適正な審査等の在り方について方向性を明らかにした。一方、現行制度上、将来業務計画は再免許申請時に添付される書類との位置づけで、政策的な規律を免許（無線局単位）に求める制度となっている。

- NTN普及や6G導入、シェアリングの進展等の状況も念頭に、携帯電話向け割当て済み周波数帯の権利関係等を明確にするとともに、将来業務計画などの政策的な規律の制度的な位置づけを整理することが必要か？

  - NTN普及による地上と宇宙のインフラの一体的な運用の本格化、効率的なインフラ整備・効率的な電波利用のためシェアリングの普及を見据え、周波数帯利用の権利安定とインフラ整備（将来業務計画の実施）促進を両立
  - 将来業務計画に係る規律などの運用性の向上

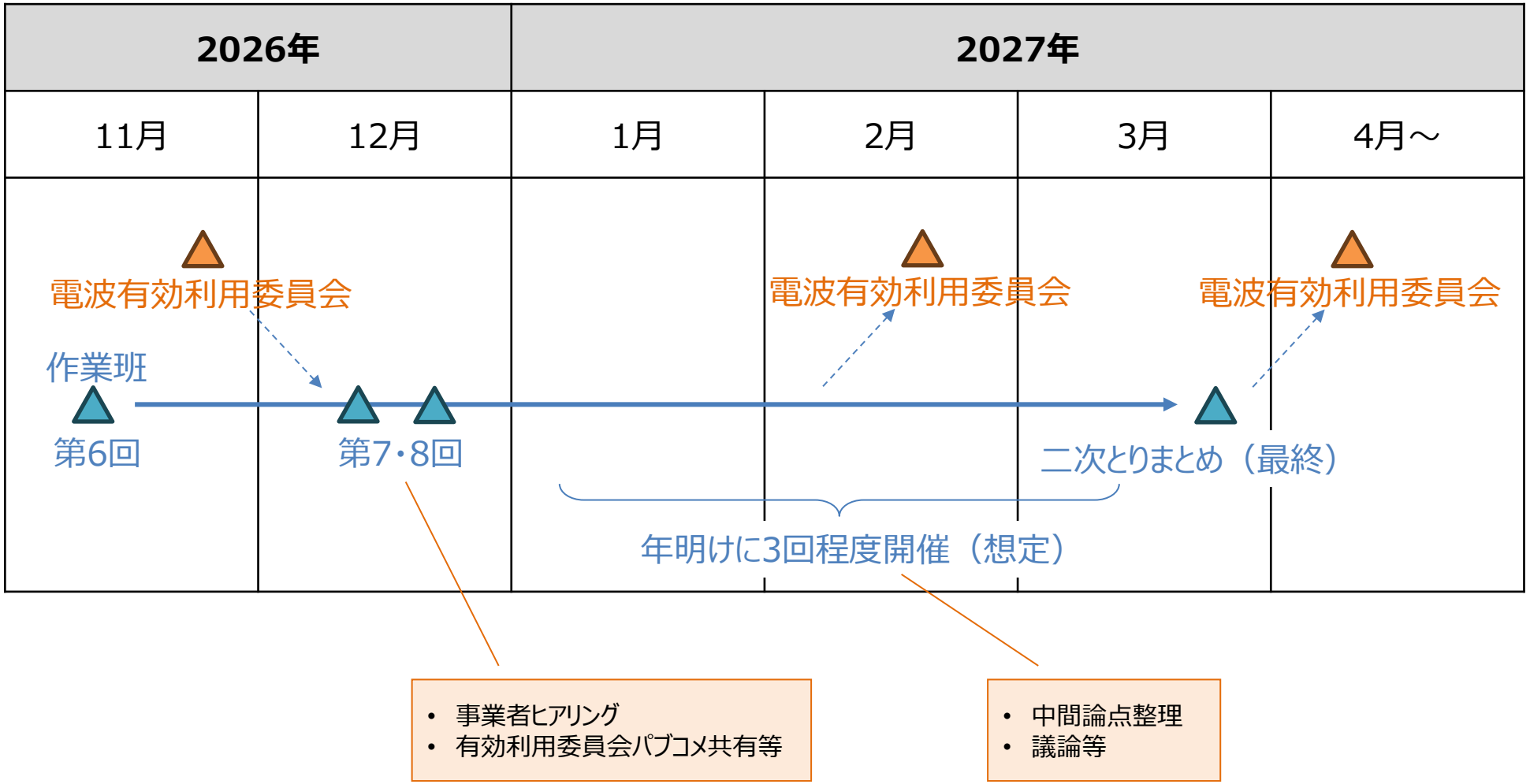
周波数の有効利用促進に向けた再割当て制度について

- 現行制度に基づく再割当ては、携帯電話等向け周波数について、以下を要件とする：
  - 有効利用評価の結果が一定基準に満たないとき
  - 他事業者から再割当てに係る開設指針制定の申出があったとき
  - 総務大臣が電波の公平かつ能率的な利用を確保するための周波数の再編が必要と認めるとき

- 割当て済み周波数をより高度に有効利用するインセンティブが存在しない
- 現状、事業者が有効利用していると認められる周波数帯も再割当て対象となり得て不安定
  - 一定条件を満たす場合、開設指針制定の申出の対象外とする等、事業者にとって有効利用のインセンティブや予見可能性を高める制度があるべきか？

- その他、電波の有効利用・インフラ整備の促進や予見性の確保のため、どのような制度があるべきか？

今後のスケジュール（予定）

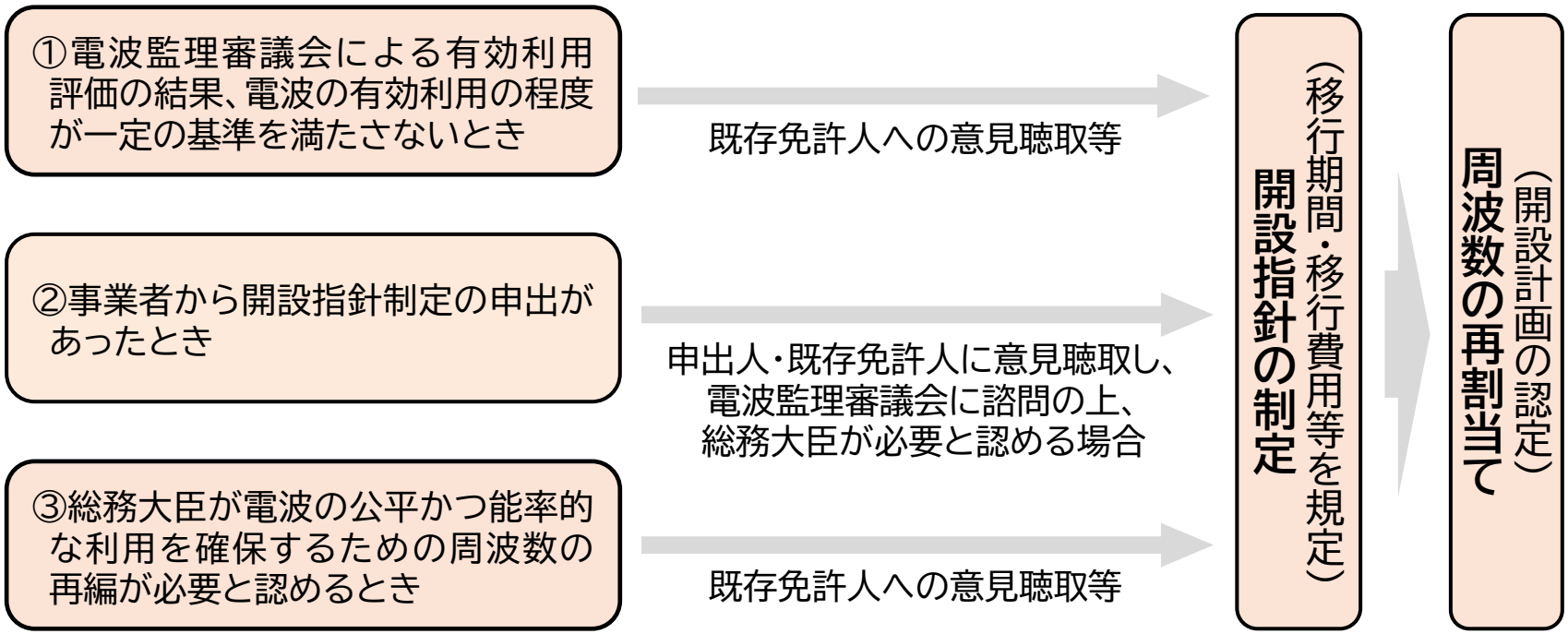


（参考）携帯電話等周波数の再割当制度

■ 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができる※。

- 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
- **開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
- 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

※ 令和4年の電波法改正により競願の申出ができる制度を新設



※1 排他的に免許申請できる期間は原則10年。

※2 周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用が可能。

※3 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請が可能。

（参考）携帯電話等周波数無線局の再免許制度

□ 「電波政策2020懇談会 報告書」（2016年７月）において、「再免許申請について、**移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討**すべき」とされたことを受け、再免許制度を以下のとおり見直し。

①携帯電話等の無線局の**再免許を時期を揃えて行う「一斉再免許」を導入**（**次回の一斉再免許は2027年10月**）
②再免許申請の際、次の免許期間中の基地局整備計画等を記載した**「将来の業務計画等」の提出**を求める

携帯電話等の再免許制度の概要

携帯電話等に係る免許の有効期間の終期を統一し、
一斉再免許を行う（**次回の一斉再免許は、2027年10月**）

免許期間（～５年間） → **再免許申請＋将来の業務計画等（添付書類）** → **審査** → **再免許** → 再免許の免許期間（５年間）

【将来の業務計画等の記載内容】

免許の申請に当たっては、**次の計画等が明らかであること**

・基地局数
・人口カバー率
・５G基盤展開率
・ネットワーク開放に関する計画　等

【審査基準】

現に受けている免許の期間における業務の概要が、**現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られている**こと

【将来の業務計画等の進捗の確認】

毎年度の年度末ごとに利用状況調査により把握

【実績が計画と乖離した場合の扱い】

「将来の業務計画等」として提出した計画と、その後の電波の有効利用の実態に乖離が生じた場合には、再免許審査時に「免許の有効期間における業務の概要」として、**乖離の要因が新しい技術への対応や新サービスの導入など正当な理由によるものであって、こうした取組が電波の有効利用に寄与したという事実を記載した書類を提出**